



1 2006  
January  
第2号  
平成18年1月1日発行

編集発行

社会福祉法人  
雲仙市社会福祉協議会  
TEL 0957-78-0903  
FAX 0957-78-0906

国見事務所 TEL 0957-78-0596  
瑞穂事務所 TEL 0957-77-3670  
吾妻事務所 TEL 0957-38-3511  
愛野事務所 TEL 0957-36-0071  
千々石事務所 TEL 0957-37-2755  
小浜事務所 TEL 0957-75-0620  
南串山事務所 TEL 0957-88-2143

あけましておめでとう  
ございます



12月16日(金) 理事会時撮影 於南串山保健福祉センター



すいせん

花ことば / 神秘・自己愛

も く じ

- 年頭あいさつ .....2
- 愛称決定、ふくし知得情報 .....3
- 雲仙市社会福祉協議会将来構想 .....4
- 地域福祉権利擁護事業 .....5
- 1月相談ごと日程表 .....6
- 福祉貸付資金 .....7
- 善意の御寄附・お知らせ・編集後記 .....8

# 謹んで新年の 御祝詞を申し上げます

市民の皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと存じます。昨年を振り返ってみますと、国内外ともに大きく揺れ動いた年であったと思われま

国・地方の財政問題に端を発した三位一体の改革に基づいた、諸改革が小泉首相のもとで断行されました。今後、私たちの生活にどのような影響が出てくるのか見守っていかねければなりません。

社会現象に目を向けますと、不安と不信が高まった一年ではなかったかと思われま

かでも幼い子どもが犠牲になる事件は、多くの国民に不安を高めることになり、健やかに子どもを育てていくうえで私たちの日常生活のあり方を深く反省させられることになりました。

一方、私たちの地域では昨年十月十一日に雲仙市が誕生、それと時を同じくして雲仙市社会福祉協議会が発足いたしました。これは、多くの課題を抱えながら、それぞれの事務所が独自性を維持しながら、市社協として一体性を発揮していかねばならないと考えております。

今後とも行政や市民の皆様の御指導・御協力を賜りながら、皆様に愛され、信頼される地域に根ざした社協を目指して役職員相携えて努力してまいります。

最後に、今年が市民の皆様にとってすばらしい年になりますよう祈念いたします。

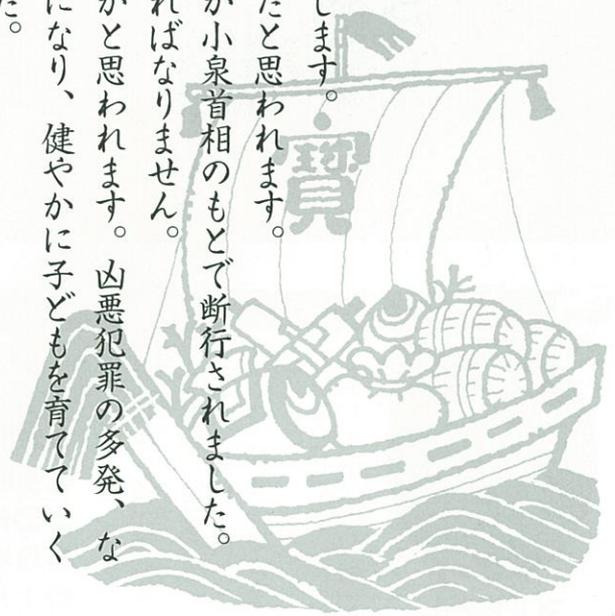
平成十八年 元旦

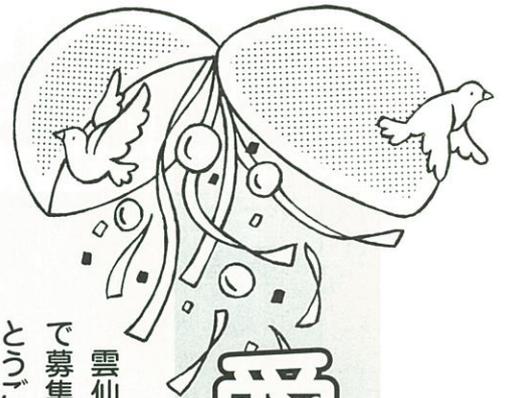


社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

会長 吉田良茂

他 役員 一同





# 愛称「にじ」に決定

雲仙市社会福祉協議会発行の広報誌の愛称を創刊号（11月15日発行）で募集したところ、市内より50作品のご応募をいただきました。ありがとうございました。

厳正な審査の結果、宇土紀子さん（雲仙市国見町多比良）の『にじ』に決定しました。



にじと一緒に考えられた宇土紀子さん、芳さん（多比良小5年）親子

早速、自宅を訪問し、インタビューをしました。

問一 決定を聞いていかがでしたか。

答 まさかとびっくりしました。創刊号の愛称募集を知り、こどもと考えようという話をしていくつかの候補をあげ、軽い気持ちで応募しました。そうは簡単には、当たらないだろうと思っており、電話で決定したことを知り、本当にびっくりしました。

問二 『にじ』と決められたところは……。

答 にじは七つの色で、いろんな色が集まって、全体として一つのものを表しておりま

す。今までも、今からもいろんなものが集まって一つのものになればという思いをこめて『にじ』と決めました。

問三 雲仙市社会福祉協議会に望むことはありますか。

答 合併し、大きくなったからといって今まで各町で実施されてきた福祉サービス等が低下されないように希望します。それと、こどもからお年寄りたちが一堂に集い、交流しお互いの理解がはかれるような行事を実施してもらいたいと思っています。

問四 雲仙市社会福祉協議会広報誌『にじ』に望まれるこ

とは何ですか。

答 私は家にいますので、市社協の発行する広報誌等もよく読んでいます。継続して発行して欲しいです。社協『にじ』では実施されている各種の事業内容や行事予定表や実施されている福祉サービス等も掲載していただければと思います。楽しみにしています。

私たちの突然の訪問にも快くお受けいただき本当にありがとうございました。広報誌への期待の大きさを感じ、あらためて身が引き締まりました。ガンバります。

## ふくし知得情報

福祉の最前線などをわかりやすく説明するコーナーです。今回は、福祉用語でよく使われている2つの言葉について説明いたします。

### ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、

共に生きる社会（ソーシャル）であるという考え。「平成7年版障害者白書」より

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去（フリー）という意味でも用いられている。「平成7年版障害者白書」より

# ～雲仙市社会福祉協議会の将来構想～

## 基本理念

- ◎ 地域に生きる一人ひとりが、その人らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます
- ◎ 住民一人ひとりの自主的な参加と協働のもとに、共に支えあい、助けあう地域福祉を進めます

## ☆ 基本方針 ☆

雲仙市社会福祉協議会は、これまで7町において築かれてきた地域福祉・在宅福祉活動を継承しつつ、基本理念に基づき新たな社会福祉協議会として豊かで潤いのある福祉社会の実現を図るために、組織体制の早期整備並びに地域福祉活動推進を行うと共に、公的介護保険事業、介護予防事業等を行い、コミュニティワークの形成、福祉事業の企画立案を行うことを基本方針とします。



## ☆ 重点施策 ☆

### ①社会福祉協議会組織の基盤整備

- ☆財産基盤の強化と確保
- ☆情報提供と開示
- ☆事務局体制の強化
- ☆職員の資質向上
- ☆事業の評価と検討
- ☆地域福祉活動計画の策定

### ②地域における福祉推進のための基盤整備

- ☆福祉のまちづくり推進
- ☆地域の福祉活動の支援
- ☆地域の保健・医療との連絡強化
- ☆地域福祉活動に関する意識啓発



### ③住民個々に対する福祉サービスの充実

- ☆安心して暮らすための多様な支援
- ☆総合相談と支援ネットワークの構築



### ④福祉サービス利用援助と権利擁護

- ☆地域福祉権利擁護体制の拡充
- ☆第三者評価事業の検討と実施
- ☆苦情解決窓口の設置

### ⑤ボランティアの育成と活動の充実

- ☆ボランティアセンターの充実
- ☆ボランティア活動への支援と連携
- ☆ボランティア活動の推進と福祉教育

## あんしんのお手伝い

## 地域福祉権利擁護事業

この事業は日常生活に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、その方の生活を支援する事業です。

## ●サービスを利用できる方●

福祉サービスの利用のことや  
日常の金銭管理等を自分で判断することがむずかしい状態にある方

## ●サービスの内容●

## 1. 福祉サービスの利用・援助

福祉サービスが安心してご利用できるようお手伝いします。

## 2. 日常的な金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

## 3. 書類等預かりサービス

大切なハンコや証書などを社協でお預かりします。

## 利用方法

相談  
(無料)

社協にご相談ください。

訪問・調査等  
(無料)

専門員が訪問しお話をうかがいます。

計画の作成、契約  
(無料)

お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります。

援助の開始  
(有料1回1000円)

生活支援員が計画どおりお手伝いをします。



ご相談は、

福祉あんしんセンター南高島原(雲仙市社協内) ☎0957-78-5678まで

※ただし、生活保護をうけている方は無料



ご確認ください！

# 生活福祉資金 高齢者・障害者住宅整備資金

生活をしていてどうしてもある程度まとまったお金が必要なきがあると思います。

このようなときにご利用いただけるのが、社会福祉協議会が取り扱っている貸付資金制度です。

## ■どんなときに使えるの？

- 住宅の補修やバリアフリー改修をしたい
  - 就職が決まったが、免許、技能等の取得費まではどうも難しい
  - 同居している障害者のために自動車が必要
  - 災害で被災し、復旧費用が工面できない など
- 詳細は下記、別表をご参照ください。
- (借りたお金をどう使うのか、その目的が明確である必要があります。)

## ■だれでも借りられるの？

生活福祉資金の場合

- 所得が多くない(一定の所得基準より少ない)家庭
- 日常生活上、療養または介護を要する65歳以上の高齢者がいて、一定の収入より少ない家庭
- 身体障害、知的障害、精神障害いずれかの手帳をお持ちの方がいる家庭

## ■高齢者・障害者住宅整備資金の場合

- 60歳以上の高齢者がいる家庭
  - 身体障害者で1〜3級、または療育手帳Aの手帳を持つ方がいる家庭
- このどちらかに該当しないと貸付対象とはなりません。(資金使途により貸付対象でない場合もあります)
- また、世帯単位でお貸しする制度です。

## ■貸付条件は？

- 貸付利率は、生活福祉資金は年3%、修学資金と療養・介護資金は無利子。高齢者・障害者住宅整備資金は年2.8%です。
- 固定金利なので償還期限内で支払い金額が増えることはありません。
- 連帯保証人が原則1名必要(2名必要と判断される場合もあります)
- 償還期間は借入れ金額により異なります。例えば、住宅資金だと最長7年、修学資金だと最長10年での償還となります。

## ■この貸付制度の特徴は？

普通の金融機関の貸付は、単にお金を貸すことが目的ですが、生活福祉資金貸付制度は昭和30年に民生委員の援助から生まれた国の制度です。



## ■どこに相談すればいいの？

お住まいの雲仙市社会福祉協議会各事務所にご相談ください。

**生活福祉資金貸付種類**  
福祉資金 二、〇〇〇千円

- 冠婚葬祭など急な家庭の経費
- 障害者や高齢者のための用具購入費
- 引越のための経費

- 障害者のための自動車購入費
- 就職に際し必要な支度費用

**住宅資金 二、五〇〇千円**

- 住宅の増築、改築などの費用
- 公営住宅を譲り受ける費用
- 高齢者・障害者住宅整備資金との併用も可能

**修学資金 月六五千円**

- 高校以上の進学に必要な費用
- 入学時の支度費用

**療養・介護資金 一、七〇〇千円**

- 1年以内の療養費用やその間の生活費
- 介護保険制度に要する費用

**災害援護資金 一、五〇〇千円**

- 災害を受けたときの復旧費用

**更生資金 四、六〇〇千円**

- 生業を営むための経費
- 技能を習得するために必要な経費

※資金の下の数字は貸付限度額です。

